

地域医療構想に係る国の動向

地域医療構想に係るこれまでの経緯について

2017年3月 ～2019年3月	全ての都道府県において地域医療構想(2025年の4機能ごとの必要病床量等)を策定 〔新公立病院改革プラン(2017年3月まで),公的医療機関等2025プラン(2017年12月まで)の策定〕 公立・公的医療機関等において、先行して具体的対応方針の策定 ⇒地域医療構想調整会議で合意
3月	厚生労働省医政局「地域医療構想に関するワーキンググループ(WG)」において、公立・公的医療機関等の具体的対応方針について議論(再検証に係るもの)を開始
4月～9月	第20回構想WG「急性期機能」に着目した再検証の基本的フレームワークについて合意
9月26日	第21回～第24回構想WG 分析ロジックについて議論
6月21日	骨太の方針2019 議議決定
6月21日	再検証に係る具体的な対応・手法のとりまとめ、公立・公的医療機関等の診療実績データの公表
10月 4日	第1回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
10月17日～	地方意見交換会(ブロック別)を順次開催
11月 6日～	都道府県の要望に応じ、個別に意見交換会を順次開催
11月12日	第2回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
12月24日	第3回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
2020年 1月17日	医政局長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」を都道府県宛に発出 あわせて、都道府県に対し、「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」及び民間医療機関の診療実績データを提供
1月31日	重点支援区域 1回目選定(3県5区域)
3月 4日	医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」を都道府県宛に発出
3月19日	第25回構想WG 民間医療機関の特性に応じた分析について議論開始
7月17日	骨太の方針2020 議議決定
8月25日	重点支援区域 2回目選定(6道県7区域)
8月31日	医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」を都道府県宛に発出

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の地域医療構想の進め方にについて

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ 資料

- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年8月31日付け医政発0831第3号厚生労働省医政局長通知）を発出。

公立・公的医療機関等の 具体的対応方針の再検証等について

（令和2年1月17日付け通知）

当面、都道府県においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載^(※)を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする。

今後の具体的な進め方については、厚生労働省において整理の上、改めて通知する。

※経済財政運営と改革の基本方針2019の記載

○医療機関の再編統合を伴う場合
→ 遅くとも2020年秋頃

○それ以外の場合
→ 2019年度中 ⇒ 厚生労働省において改めて整理の上、通知する。
⇒ 整理の上、お示しすることとする。

経済財政運営と改革の基本方針2020

（令和2年7月17日閣議決定）

感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。



具体的対応方針の再検証等の期限について

（令和2年8月31日付け通知）

再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。

76

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方① (令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

1. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

- 新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響（一般病床の活用等）
- 機動的に対策を講じられるよう、基本的な事項について、あらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・準備を行う必要

医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

- 詳細（発生時期、感染力等）の予測が困難な中、速やかに対応できるよう予め準備を進めておく点が、災害医療と類似⇒いわゆる「5事業」に追加して「6事業」に
- 今後、厚生労働省において、計画の記載内容（施策・取組や数値目標など）について詳細な検討を行い、「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行った上で、各都道府県で計画策定作業を実施⇒第8次医療計画（2024年度～2029年度）から追加

◎ 具体的な記載項目（イメージ）

【平時からの取組】

- 感染拡大に応じ可能な医療機関・病床等の確保
(感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備)
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等
(感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等)
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

【感染拡大時の取組】

- 受入候補医療機関
- 場所・人材等の確保に向けた考え方
- 医療機関の間での連携・役割分担
(感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等) 等

※ 引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向け検討。

◎ 医療計画の推進体制等

- 現行の取扱いに沿って、各都道府県に対し、地域の実情に応じた計画策定と具体的な取組を促す
- 現行の医療法
 - ・ あらかじめ都道府県医療審議会で協議
 - ・ 他法律に基づく計画との調和
- 現行の医療計画作成指針（局長通知）
 - ・ 都道府県医療審議会の下に、5疾患5事業・在宅医療ごとに「作業部会」、圏域ごとに「圏域連携会議」を設置
 - ・ 作業部会、圏域連携会議、地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携を推進
 - ・ 圏域については、従来の二次医療圏にこだわらず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方② (令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

2. 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方

- (1) 地域医療構想と感染拡大時の取組との関係
- 新型コロナ対応が続く中ではあるが、以下のようない地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっていない。
 - ・ 人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化、マンパワーや制約も一層厳しくなる
 - ・ 各地域において、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠
 - 感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。
- (2) 地域医療構想の実現に向けた今後の取組
- 【各医療機関、地域医療構想調整会議における議論】
- 公立・公的医療機関等において、具体的な対応方針の再検証等を踏まえ、着実に議論・取組を実施するとともに、民間医療機関においても、改めて対応方針の策定を進め、地域医療構想調整会議の議論を活性化
- 【国における支援】 * 各地の地域医療構想調整会議における合意が前提
- 議論の活性化に資するデータ・知見等を提供
 - 国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」を選定し、積極的に支援
 - 病床機能再編支援制度について、令和3年度以降、消費税財源を充当するための法改正を行い、引き続き支援
 - 医療機関の再編統合に伴い資産等の取得を行った際の税制の在り方にについて検討
- (3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程
- 各地域の検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域に対して支援。
 - 新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定（※）について検討。その後、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めしていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中自途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要。
- ※ 具体的には、以下の取組に関する工程の具体化を想定
- ・ 再検証対象医療機関における具体的な対応方針の再検証
 - ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）